

乳児保育の問題點

最近は婦人（母親）の集まる会合ではほとんどその種類を問わず、階層をとわず保育所問題がとり上げられているようです。

殊に都会地ではその要求はしつとも言うべき状況にあり、既設の保育所でその需要をみたしえない結果は、家庭保育や保育ママさんの制度を産むに至っています。共稼ぎ中心の若い世代の家庭様式は必然的に保育所を必要とします。

また、婦人の地位の向上につながる職業に対する考え方からは出産によって職場を去ることを否定します。そこでまた、保育所が必要です。所得倍増に先進する物価高騰の姿は、低所得層の家庭の母親にいやおうなしに働くことを迫ります。

このように時代の社会的な条件によって保育所の必要性の内容は変つてきていますが、現代という時点に立ってみると保育所の必要性はかなり重複の高いものになつているとみてよいと思います。特に乳児保育（三才未満児保育）と低年令児保育への社会的なニ

ードをみたすために、施設ではその増設や、定員の変更に大わらわであり、苦心している現状です。ところが需要と供給のバランスが調和がとれず、つねに前者に押されて、漸く供給（施設）の側が動き出すようなしくみにある社会事業界では、いろいろの困難な問題点をはらみながら、四苦八苦しているというのがいつわりのない姿です。

保育所も例外ではありません。日ごとに強い要求となつてきている乳児保育の希望者を受け入れるための施設はとど、殆んどが余儀なく間に合せとというところから出発している場合が少なくないのです。

その上、施設の最低基準にも非常に問題が多く、とりわけ保母一人に対する受け持ち人数はその中心的なものと言えましょう。保母一人に乳幼児十人という基準は何を基礎に、何を標準に定められたものかわかりませんが、余りにも苛酷だとは定められた当時から既



に問題になつていきました。しかし当時は（12年前）今日程三才未満児の保育は一般化されず、いわば特殊なものとして稀少的な存在であつたため、大きな反響を呼ぶところまでには至りませんでした。

保育所の施設数は全国で約一万といわれていますが、数年前まではその一割弱しか乳児を扱わず、施設の定員も幼児九割に乳児一割という割合のものが多かつたのです。ところがここ数年の乳児保育に対する強い要求はその割合を次第に変えてきています。例えば東京の公立では平均三割近くの三才児定員をもつ施設となり、多いところでは四割五分位の割合を占めています。しかもこれが適当な

地域に施設の設置されている場合は、乳児定員の倍位の希望者が常時入所順を待つてゐるような状況です。

この姿の年々逐次強められていく傾向にあることが、今後少なくとも暫くの間つづいていくと思われますので、最近は全国で乳児専門の保育所が設置され、フルに利用されるようになりました。乳児十人に一人の保母では保母の労働が過重であり、人権無視であることは申すまでもありませんが、児童の福祉という立場からいつても全く、その権利をうけていらないといえます。

殊に最近は○才児でしかも産休直後からの保育を希望する家庭が増しつつあることを考えます時、この受け持ち人数の条件は何としても改正しなければならないと思います。ここ数年来、保育関係者のあらゆる会合でこのことが叫ばれ、決議され、訴えられつづけてき

ていますのに、現在未解決である事実を皆さんにも訴えて、是非協力していただきたいと思うのです。

昨年度の学校安全会での支払件数の中に保育所内での死亡件数が十六件もあつたときいております。京都で広島で、社会的に問題となつた保育所の乳児死亡の原因を追求し、分析してみますとき、他の理由に先んじて、この受け持ち人数の条件が決定的な原因になっていることを私共は見逃してはならないと思うのです。乳児十人に二人の保母をという要求を私達が公的な機会に出しはじめてから既に数年を経ております。

必要な資料を作れといわれて、苦しい辛い条件の中で、各地で必死の思いで作つたものも、専門的な知識や技術、時間をかけえないことが原因して、満足にとりあげられないことが殆んどでした。しかしそんなことで黙許してすまされることではないので、くり返し、たゞえ幼稚とは言え、事実に基づいた資料を更に多くの地域で作ることに努めました。

幸い今年度は厚生省においても、既に老朽化しつつある最低基準の改訂に手をつける方針をうち出されましたので、それに向つてこの問題を集中化し、重点的にとり上げてもらうように現在も引きつづき運動の続行中です。

母親が一人で一人を時にはも余すこときえある乳児を一人に十人とは医学的にも、心理学的にも、教育学的にも非常識な受け持ち

数というべきでしょう。理想的に言えば一人で三人といいたいところ

ですが、財政的な面も考慮して、私達はせめて五人に一人をと子どものため、保母のため、保育の質的向上のために要求しているわけです。

次は年齢的な面で大きな問題があります。即ち、現在は三才未満児を通称、乳児クラスに属する年齢期としてまとめております。月齢的に発達をみていかなければならない程、月ごとの発達差のみられるこの年齢期を、〇才から三才までがまとめて取り扱われている問題です。

勿論これはクラスまたは集団を編成するだけの人員のいない場合、保育室、或いは保育者の確保ということが困難であることはわかりますが、せめてこの年齢期を乳児と準幼児の二期位にわけて保育する方向を打ち出してもらわないと乳児保育を受けた子どもに対する人間的な発達に対する責任を保育所は果していいないということにもなりかねません。

この問題も、先きの受け持ち人数との関係があるわけです。即ち、年齢のまちまちの乳児、三才未満児が小さい集団を作っていると仮定した場合、十人に二人の保母がこれを受けもつとしたら、当然これを二つのグループにわけて、年齢的に二区分することが可能になります。たとえ部屋が一つであつたとしても、遊びや生活習慣のための指導にしても発達差にふさわしいことばかりや手がけが可

能になります。

現状のままでは一体どの年齢に照準をつけた指導をしてよいか、単にとまどうに過ぎず、実際は極くあいまいなものになりがちです。

赤ちゃん扱いをいつまでもつづけている場合、幼児に準じて一才児から集団的にむりやり扱われている場合などまちまちですが、いずれにせよ問題はかなり強く表われています。

施設内での三才未満児保育の定員のわくが次第にひろがっていけば勢い、年齢別的な集団を作ることも可能になり、保護者の期待にも副いうる方向にむかうことができるのではないかと考えますが、これも今後かなりの時間的経過の中でじく徐々にしか解決されにくいのではないかと思われます。

第三には乳児保育についての設備の最低基準の中に建物として、子ども一人に〇・五坪の広さを定めていることです。前述しましたように、強まっていく社会の要求に答えて作られた乳児室はこの〇・五坪の極く粗末なものが多いのです。ところがこの広さの中にベットが入り、机や椅子が入り、その他幾分の遊具が備えられるなど、子ども達の動けるスペースは極く僅かなものになり、外遊びも自由に出来難い保育所では、運動的な機能の発達の上からも、情緒的な面からもやはりかなり問題があります。

私達はせめて一人当り一・五坪は欲しいと考えています。ベットその他の設備で一人、〇・五坪を必要としますので、遊び場所、活

動の空間としては一人、一坪は絶対に欲しいと思うのです。一日、八時間から十時間を暮す保育所の設備の基準としては、当然の要求ではないかと考えます。

なお設備の中で遊具も現在は、室内滑台、椅子ランコ、歩行器、手押車だけあればよいようになっております。これも物資の不足が底をついていた当時ならともかく、現状ではちょっとビントはずれの觀があります。

例えばデパートの玩具売場や赤ちゃんコーナーを見しても、一日母親から離れ、家庭から離れている三才未満児が集団で生活する

場所としての設備としては、いささか時代ズレの甚だしいことを感じるはずです。

運動的なものはこれでよいとして、音楽的なもの、造形的なもの、砂場のような自然に親しむようなものなど、設備の基準に全く入れられていないことは人間の成長発達について、また子どもの興味や欲求についてほとんど顧みられていないことに誰しも気がつくはずです。

そこで社会事業のような仕事は絶対に法律的な根拠をしっかりとしたものにしておかないと、対象にとっても、それを指導する者にとつても、非常にむりがいき、しわ寄せされる結果となりがちですか、私達としても、基準改訂にあたり、この問題をかなり重視しているわけです。

せめて運動機能、感覚機能、言語機能の発達を助長させるための幾種類かの遊具・玩具が整備されなければ、たとえ五人に一人の保母になつても問題は解決されないでしょう。

次には家庭と保育所との育児・保育に対する責任の区分限界をどこにおくかという点です。保母の仕事は専門技術と雑用との比重が余り明確にされず、母親に代わるものであるとか、家庭に代わるものであるとか、かなり安易に言い習わされてきました。こうした不明確さの原因の一つとして、保育所の職員構成に由来するものがあります。

即ち保育所には保母と嘱託医だけが法的に規定されているだけで、専任園長も用務員も調理士もおかなければならぬようになつていいのです。公立であつても専任園長や用務員を配属しているところばかりではなく、保母が保育も、事務も、給食も、掃除も、洗濯も総てを背負わされている施設もあるようです。それが私立の場合、更に条件が劣悪になることは当然のことと言えるのではないからという論拠によつて一しゅうされてしまひます。

こうした職員のしくみであることが、雑業的、雑用的な立場をとらざるをえない結果を招いていることも否定できません。朝、七時頃から夕刻七時頃まで要保育を必要とする対象の多い、三才未満児保育の中で、あらゆることが保育の肩にかかってきていることを考へても、家庭と保育所ことばを代えて言えば、母親と保母との子どもに対する責任区分をもう少し明らかにしていく必要があると思うのです。

例えば最近大会などでしきりに論議される「おむつ」を保母は洗うべきか、或いはそれを家庭の責任として持ち帰らすべきかの問題もこうしたことへの長い間の慣習打破への保母の問題意識的な抵抗の一つと言えるのではないかと思います。洗濯、掃除、つくりいなど保母が専門家としての教育をうけているに限らず、日常生活的なものを多く抱え込んでいたことに対して、新しい時代の保母達は疑問をもちはじめています。

働く母親の代わりに子どもを育てるという単純な論理によって何事も抱え込んで日夜あくせく働いている間に、専門家としての己れを見失ない、難用に追い廻されている自分の姿をみつめて、問題を感じてきたことはこれまた、当然のことと言えましょう。

ところが母親の側では年々保育所に対する要求や期待が多くなり、保育内容的なものには或る水準的なものを探求する一方、雑用的なものも満たして欲しいという願いをもつてている場合が少なくあり

ません。母親には母親なりの言い分があるようですが、現在の乳児保育の中では、保母は保母としての仕事の限界を、はつきり、母親に知つてもらい、理解してもらうことによつて、雑用的なものは家庭で責任をもつてもらうことが必要ではないかと考えます。

勿論、職員の構成の中に専門的な職能的な人が配属された時は、新しく考え方をしてみると、現在の段階では保母の仕事の中から出来る限り雑用的なものを排除していく方向に進むことが正しいのではないでしょうか。働く母としての責任や負担を引き受けようとして、保育そのものの本質的なものを見失ない、内容を貧しいものにしていては、自己の損失であるばかりではなく、子どもの福祉という点からも問題だと思います。

なお、乳児の事故死や負傷の起つた状況を検べた結果、保母が洗濯その他の雑用で室外に出ていた僅か十分から三十分位の間の出来事と知つては、人間の最も基本的な生命の安全さえ確保出来ない現状では、保母の責任区分にはつきりとした限界を持つことは緊急の課題であると言わざるをえません。

この他乳児保育の中で問題となるものは数多く、限られた紙数では述べきれませんが、保育所の成長株となつた乳児保育の問題解決は今日その必要さを迫られているものが多く、婦人の地位の向上や家庭経済の伸長にもつながる大きな社会問題だといつても過言ではないと考えます。

(白金保育園長 秋田 美子)